

LLI/DB 判例秘書

【ID番号】 05630293

損害賠償請求事件

【事件番号】 東京地方裁判所判決／平成12年(ワ)第2052号

【判決日付】 平成13年11月27日

【判示事項】 多数の店舗が入居している商業ビル内の食堂街の通路を歩行中の者が、通路に付着していた油等によって転倒、負傷した事故につき、ビルの所有者の土地工作物責任が肯定された事例

【参照条文】 民法717

【掲載誌】 判例時報1794号82頁

主 文

- 一 被告は、原告に対し、金二二六二万七〇〇一円及びこれに対する平成一二年二月一日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員の支払をせよ。
- 二 原告のその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用は、これを二五分し、その四を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 四 この判決の第一項及び第三項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第一 請求

被告は、原告に対し、金二六六七万七〇〇一円及びこれに対する平成一二年二月一日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員の支払をせよ。

第二 争いのない事実等

一 当事者

(1) 原告は、昭和六年一月三〇日生まれの女性である。

(2) 被告は、東京都豊島区《番地略》において多数の店舗が入居しているメトロポリタンプラザ(区分所有ビル。以下「本件ビル」という。)の約八〇パーセントを所有して貸しビル業を営んでいる。

二 事故の発生

(1) 原告は、平成一一年九月一四日、本件ビル八階の料理店「葎(いらか)」で会食をした後、午後六時過ぎころ、知人の乙山松子(以下「乙山」という。)と共にエスカレーターにより被告所有の七階に降りた。

七階の店舗の配置状況及び通路は別紙図面記載のとおりである。

(2) そして、原告は、本件ビル七階の通路を歩行中に転倒した(以下、この転倒事故を「本件事故」という。)。原告は、本件事故後、自力で起き上がり、別紙図面最上段記載の女子トイレ入口から中に入ったが、そこで動けなくなり、救急車により病院に運ばれた。

三 本件事故による傷害

原告は、上記転倒の衝撃により左大腿骨頸部内側骨折の傷害を負った。

第三 争点

一 原告の主張

(1) 事故現場について

原告及び乙山は、「ブラッスリー 銀座ライオン」(以下「ライオン」という。)と「つばめグリル」の間の幅員約二・五メートルの通路(別紙図面記載の「C」の部分。以下「通路C」という。)を並んで歩いていたが、原告において、通路のやや右端寄りをゆっくり歩行し、同通路と同通路の左右に展開するほぼ同幅員の通路(別紙図面記載の「A」及び「B」の部分。以下「本件交差通路」といい、個別的には「通路A」「通路B」という。)とが交差する地点に差しかかったおり、原告は本件交差通路右側にエレベーターがあるか

どうか、やや右方向を見るべく、上体をやや右に向け左足を上げて前方に進めて着地させようとして重心を左足に置こうとしたその瞬間、左足が滑って左腰を床面に激突させたものである(以下、この転倒地点を「原告主張転倒地点」という。)

(2) 責任原因について

① 原告が受傷した当時、本件交差通路中、原告の滑った地点は、油滴により非常に滑りやすい状態となっていた。

② 通路Aのライオン側奥寄りには、ライオン厨房の出入口(以下「本件出入口」という。)があり、その付近にはオリーブ油入りドラム缶が置かれるなどして、調理場で使う油類の一部が、長期間にわたって本件出入口一帯から本件交差通路の全体にわたって通路Cとの交差点の原告主張転倒地点付近にかけ、絶えず付着し続け、それらの長期にわたる油類の付着の堆積が本件交差通路全体を非常に滑りやすくしたものである。

③ ライオンは、通路Aに布製のつい立てを置き、その奥に食材等を常時おいて当該部分を専用部分のようにして使用しており、通路A一帯に油滴をまき散らし、その部分を非常に滑りやすい状態のまま放置していた。

④ 以上のとおり、原告の被害は、本件交差通路の「非常に滑りやすい」という土地工作物である本件ビルの設置又は保存上の瑕疵に起因するものである。

⑤ したがって、被告は、本件交差通路を含む本件ビルの占有者として、民法七一条一項により、本件ビルの設置保存上の瑕疵によって原告が受けた損害を賠償すべきである。

(3) 原告の損害について

二六六七万七〇〇円

① 入院治療費 九一万九七八一円

(a) 入院費 九一万六一五一円

原告は、本件事故により、平成一一年九月一四日から同年一〇月二九日まで原整形外科病院(《住所略》)に入院して治療を受けた。その治療費の合計額は、九一万六一五一円である。

(b) 通院治療費 三六三〇円

原告は、上記病院を退院後、平成一一年一月一八日から同年一二月一七日まで彩クリニック(《住所略》)において、合計一七日間、通院治療を受け、同クリニックに対し、治療費として合計三六三〇円を支払った(一七回中、七回は条例により治療費免除を受けている。)

② 入院中雑費 八万八五〇〇円

原告の夫の太郎は入院中一九回入院中の原告を見舞い、その交通費として、一回につき一五〇〇円、計二万八五〇〇円を費やし、また、入院中の原告の衣類洗濯代・茶菓代・電話代等として計五万円を支出し、退院時自動車代一万円を支出した。これらの雑費の合計額は、八万八五〇〇円となる。

③ 通院の交通費 五二六〇円

原告は、彩クリニックに計一七回通うため交通費として五二六〇円を支出した。

④ 介護費 三万三五六〇円

原告は、平成一一年一二月七日までの計一〇回は一人で通院することができず、夫太郎の介護によって通院した。その損害は、一回につき三〇〇〇円と認められるべきであり、一〇回分とすると、三万円となる。

同時に、夫太郎は、これら一〇回分の通院のため交通費として三五六〇円を費やした。

これら介護上の損害は、三万三五六〇円となる。

⑤ 入院中の慰籍料 二五〇万円

原告は、四六日の入院期間のうち、三〇日間はベッドに体を固定されて過ごすという重篤な期間を過ごし、退院後は、同年一一年一月一八日から同年一二月一七日まで、計一七回にわたり通院治療を受けた。

これら入院に対する慰籍料は、二五〇万円が相当である。

⑥ 後遺症の慰籍料 一〇〇〇万円

前記の傷害により、原告には、左股関節機能全廃の後遺症が残存し、これは、後遺症等級表八級七号に該当する。

その慰籍料は、一〇〇〇万円が相当である。

⑦ 休業損害 七五万七九〇〇円

原告は、受傷日である平成一一年九月一四日から介護者なしに通院できるようになった同年一二月一一日の前日である同月一〇日までの間(計八九日間)は主婦としての業務が全くできなかった。

したがって、この間に関しては女子労働者の全年齢平均の賃金額相当の休業損害が認められるべきであり、その額は、七五万七九〇〇円となる。

⑧ 逸失利益 一〇三七万二〇〇〇円

原告の後遺症は、後遺症等級表八級七号に該当するところ、原告は、休業損害算出上の終期である平成一二年一二月一〇日現在、満六八才であって、同年令の平均余命である一九・二〇年の二分の一の期間、すなわち九・六〇年は家事労働が可能であった。

そして、この間、後遺症により労働能力は四五パーセント喪失したので後遺症による逸失利益は、女子労働者の全年齢平均賃金により一〇三七万二〇〇〇円となる。

⑨ 弁護士費用 二〇〇万円

原告は、本件訴訟の提起・遂行を弁護士松原厚に依頼し、その報酬として二〇〇万円を支払うことを約した。

⑩ 損害合計額 二六六七万七〇〇一円

(4) 請求

よって、原告は、被告に対し、不法行為による損害賠償金二六六七万七〇〇一円及びこれに対する不法行為の結果発生後である平成一二年二月一二日から支払済みに至るまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払をすることを求める。

二 被告の主張

(1) 事故現場について

原告が転倒したのは、別紙図面記載の「とんかつ和光」と「ビストロじゅじゅ」との間の通路(以下「被告主張通路」という。)であり、原告主張転倒地点ではない。

本件事故当日、急報を受けて女子トイレ入口付近に駆け付けた蓮田太作は、原告から「とんかつ和幸の角をトイレ方向に曲がろうとしたとき、足を滑らせて転びました。」との説明を受けている。また、原告は、本件事故後、藤原かおりに対し、「転倒の際、厨房が見えた。」と説明しているが、原告主張転倒地点においては厨房は見え、厨房が見えるのは、「つばめグリル」と「とんかつ和幸」しかない。そして、原告が「とんかつ和幸の角」で転んだ旨述べていることからすると、原告が転倒したのは、被告主張通路であったとしか考えられない。さらに、平成一一年一二月九日、原告代理人の松原厚弁護士は、「ライオン」の厨房にいた従業員に対し、「なぜ、ここを塞いだのか。」と尋ねているが、これは、事故現場として「とんかつ和幸」の角の通路を念頭においていたからである。したがって、原告の転倒場所は、「とんかつ和幸」の付近である。

(2) 責任原因について

被告は、本件交差通路を含め、七階の通路を一日一回以上、モップ等を用いて床を拭くなどして定期的に清掃しており、また、月に一回は、日々の清掃とは別に、定期清掃も行っている。

したがって、「ライオン」で使用する食用油等が同店舗従業員の靴底等を伝って本件交差通路の床に付着する可能性があったとしても、日々の清掃と定期清掃により除去されており、そのまま残置することは考えられない。

本件事故は、骨粗鬆症でもあった原告がエレベーターを探して不自然な格好をし、自らの身体のバランスを崩したために生じたものであり、原告の過失こそ問題にされるべきである。

(3) 原告の損害について

① 原告は、無職であり収入を得ていない。したがって、原告の休業損害は、主婦の休業損害であり、その額は、一日五五〇〇円程度の定額とすべきである。

② 原告は、後遺障害による逸失利益について、賃金センサスにおける全年齢女子の収入を前提として損害を計算しているが、原告は、無職で収入がなく、かつ、現在は、年金を得ているのであるから、後遺障害による逸失利益は発生していないというべきである。仮に、これが認められるとしても、原告の実際の年齢による年齢別賃金(年収二七九万四八〇〇万円)を前提とすべきであり、労働能力喪失期間も八年のはずで

ある。

したがって、後遺障害の逸失利益が認められるとしても、八一二万八二五七円となる。

③ さらに、原告の主張する入通院慰謝料及び後遺障害慰謝料は、通常の基準(入通院慰謝料七五万円、後遺障害慰謝料七七〇万円)をはるかに上回っており、不当である。

第三 証拠《略》

第四 争点に対する判断

一 本件事故の現場について

(1) 本件事故の現場について原告本人及び証人乙山は、原告主張転倒地点である旨供述し、それぞれの陳述書(《証拠略》)〈編注・以下証拠の表示は省略ないし割愛します〉にも同旨の記載がある。

(2) ところで、本件事故後に女子トイレの中で動けなくなっている原告のために車椅子の手配をした防災センターの蓮田太作は、その陳述書において、原告から「とんかつ屋の角を曲がろうとしたとき足を滑らせて転んだ。」との説明を受けた旨記載し、ビデオ撮影に際しても、同旨の口頭説明をしている。また、動けなくなっている原告を発見して防災センターに連絡をした藤原かおりは、その陳述書において、原告が蓮田太作に対しそのように説明をしていた旨記載している。しかし、上記のとおり、蓮田太作の記憶においては、原告から「とんかつ屋」の角で転んだという説明を受けたというものであり、原告が「とんかつ和幸」の角と述べたというものではなく、藤原かおりの上記陳述書の記載も同様である。また、原告は、本件ビルの七階を訪れたのは本件事故時が初めてであり、仮に、原告が「とんかつ和幸」と「ビストロじゅじゅ」との間の通路を通ったとしても、トイレに行こうとしていた原告がとんかつ屋であることを認識していたかどうかについては疑問が残る。

したがって、上記の各証拠は、原告が蓮田太作に説明した具体的状況が不明なので、原告本人の供述と比較すると、原告が「とんかつ屋」の角と説明したかどうかについても疑問が残るというべきである。さらに、仮に、原告が「とんかつ屋」の角と述べたとしても、原告が「ライオン」又は「つばめグリル」をとんかつ屋と勘違いしていたことも有り得るのであって、その説明から転倒場所が「とんかつ和幸」の角であったとまで認めることはできない。

もっとも、原告は、平成一一年一月八日に夫と共に本件ビルを訪問しているところ、藤原かおりの陳述書には、その際、原告が「転倒の際、厨房が見えた。」と説明した旨記載されており、原告本人もそのように述べたことを肯定する供述をする。しかし、原告本人の上記説明は、転倒した状態で見えた通路A奥の状況を述べていると見ることもでき、また、本件ビルをエスカレーターで八階から七階降りた地点からは「つばめグリル」の厨房を見ることができるところ、原告がエスカレーターを降りた地点から左方向に向かった際にその厨房が目に入ったことが印象に残っていたとも考えることができ、上記の説明から原告の転倒場所が「とんかつ和幸」の角であったとすることはできない。

他方、原告は、同月一日に乙山に会い、「つばめ」と「ライオン」の通路から左側トイレに曲がる途中で転倒した旨の確認書を得ており、その点からすると、原告は、同月八日に本件ビル七階を訪れた際に転倒場所を原告主張転倒地点と特定していたものと認められるのであって、本件においては、原告が転倒場所を意図的に変更したとすべき事情を認めるに足る証拠はない。そして、その後、原告主張転倒地点を訪れた松原厚弁護士がライオンの従業員に対して、通路Aの奥について「なぜ、ここを壁で塞いだのか。」と質問したとしても、そのことから同弁護士が原告から本件転倒時には転倒地点の通路の先が壁あるいは扉によって塞がれてはいなかった旨の説明を受けていたとの根拠とはならない(この点について原告本人は、本件事故時には、通路Aはつい立てによって塞がれていなかった旨供述している。)

また、証人乙山は、上記の確認書を作成した際、「つばめ」という記憶はあったが「ライオン」という記憶はなかった旨供述しているところ、そのことは、原告及び乙山がエスカレーターを降りてすぐ左方向に向かったことを示しているといえる(仮に、原告らがすぐ右方向に向かったとすれば、乙山は、原告と別れた後、「とんかつ和幸」の角から被告主張通路をエレベーターホールの方に引き返したことになるので、「つばめグリル」が印象に残る可能性は少ないといえる。)

また、原告及び乙山がエスカレーターを降りて右方向に向かったとすれば、「レモンガラス」のところで、エレベーターは直進、トイレは左折と表示されていることを認識して「とんかつ和幸」の方に曲がったものと認められるところ、原告は、エレベーターが右側の方にあるかと思って右方向を見た際に転倒した旨主張するとともに、原告作成の陳述書にも同旨の記載があり、原告本人も同旨の供述をしており、このことは、原告がトイレとエレベーターとが同じ方向にあるとの認識の下に通路を歩いた後に右方向にエレベーターがあるという認識の下に右方向を見たことを示すものであって、上記の状況と一致しない。これに対し、原告及び乙山がエスカレーターを降りた時点でトイレに行こうとしてトイレの表示のある左方向に向かったとすると、その表示にはエレベーターとして右斜め上の方向の表示がされていることから、原告が本件交差通路において右側にエレベーターがあるのではないかと考えて右方向を見たということと符合する。

他方、原告は、転倒後、通ってきた通路の右側の壁に手を付いてようやく立ったことが認められるところ、仮に、その位置が「とんかつ和幸」の店舗壁面であったとすれば、原告の怪我の状況からしてそこからトイレまで歩いて行けたというのは不自然である。また、証人乙山は、転倒後、原告と別れてエレベーターに向かったが、すぐには探せなかった旨供述しており、「レモンガラス」のところでエレベーターの方向を確認した後、トイレの方向に左折して被告主張通路を進行していた時に原告が転倒したとするとその後の行動として不自然であり、むしろ、エスカレーターを降りた時にすぐトイレに行くこととして左方向に向かった後、原告主張転倒地点で原告と別れてエレベーターホールに向かったとすれば、そこからエレベーターホールまでの通路が折れ曲がった複雑な進路となり、上記の供述内容と一致する。

(3) 以上の諸点と原告本人及び証人乙山の各供述中に意図的に原告の転倒場所を変更していることを疑わせる点がないことを考慮すると、原告の転倒場所は、原告主張転倒地点と認めるのが相当である。

二 責任原因について

(1) 《証拠略》によると、以下の事実を認めることができる。

① 通路Aには非常階段への扉と「ライオン」の厨房への出入口(本件出入口)とがあるが、非常階段への扉は通常閉鎖されていたため、通路Aは、専ら「ライオン」の厨房への出入りに使用されていた。

② そして、ライオンは、通路Aに本件厨房出入口を隠すようにしてつい立て(以下「本件つい立て」という。)を置き、その奥にダンボール、発泡スチロール、ポリバケツ、サラダ油の缶などを置いて使用していた。

③ また、本件出入口は、ライオンの従業員(厨房にいる者も含まれる。)がトイレに行く場合に使用され、トイレに行くため本件出入口を出た従業員は、通路A及び通路Bを通行することになる。

④ さらに、ライオンは、本件出入口から、調理に使用する油、しょう油等や、野菜等の食材を搬入し、さらに廃油等の搬出などを行い、それらの本件出入口までの運搬及び本件出入口から外部への搬出は、手押しの運搬車により通路A及び通路Cを通過して日中に行われていた。

(2) そこで、上記(1)の事実を前提に検討するに、本件つい立てには、油あるいは汚れた水分が飛び散るなどして生じたものと認められるシミが多数あり、この点と本件つい立てが本件出入口から奥を隠すために置かれていること、本件つい立ての位置を避けるように運搬車の轍の跡が残っていることからすると、ライオンは、本件つい立ての奥を厨房に搬入する物品、あるいは厨房から搬出した物品の置き場として使用し、同時にそれらを運搬車から降ろしたり、運搬車に載せたりする作業も行っていたものと認められ、さらに、場合によっては本件つい立ての奥で油又は水分のあるものの出し入れをしていたものと認められる(本件つい立てのシミは、その付近で液体の出し入れを行っていたことを示すものである。)。さらに、証人水澤克彦は、本件出入口にはマットが置かれていた旨供述するところ、その供述は、厨房から通路Aに出る場合に靴底についた油分、水分等をぬぐう必要があることを認めるものであるにもかかわらず、本件出入口の状況を示す各証拠(写真及びビデオ)においては、本件出入口にそのようなマットは置かれておらず、通路Aには、サラダ油又はしょう油の缶が置かれ、ポリバケツの中にはビニールホースが置かれている。

そして、以上の点を前提とすると、本件事故当時、通路Aとこれに接する通路B及びC

の一部においては、本件出入口からトイレに行くライオンの従業員、通路Aの奥への物品の搬入・搬出を行う者及び運搬車の通行によって、通路上に水分や油分が付着する状態が生じていたものと認めることができる

(この点は、本件事故後であっても、通路上に油又は水分が付着していることから十分首肯できる。)

(3) 次に、《証拠略》によると、原告は、ゆっくり歩行をして通路Cから通路Bに足を踏み入れたときに重心のかかった左足が滑って転倒したことが認められ、その転倒が原告の靴に起因するとすべき証拠はない。また、転倒直前、原告は、通路Aの奥の方を見るため上半身をやや右に向けて左足を上げて前方に着地させる動作、あるいは、前に踏み出した左足が床面に着地する寸前に廊下右側を見ようとして顔を右に向ける動作をしているが、原告のその当時の年齢(六七歳九か月)を考慮しても、上記動作のために原告が転倒したものと推認することはできない。

そして、乙山作成の陳述書には、「甲野さんが転倒した地点の床を見たところ、テカテカ光っていて、改めて足でなぞってもツルツルの状態で、非常に滑りやすくなっていました。」と記載されており、証人乙山は、これと同趣旨の供述をしている。また、原告作成の陳述書には、「私の転倒地点近くの床面は大変汚れていると同時にテカテカ光っていても大変滑りやすい状況でした。」と記載されており、原告本人は、これと同旨の供述をしている。さらに、原告が転倒した地点は、通路Cから通路Aに入ったところであり、この地点は、本件出入口への手押し運搬車の通行する箇所であるとともに、ライオンの従業員が本件出入口からトイレに向かう場合にも通行する箇所である(本件事故の時点では、本件つい立ては置かれていなかった。)

以上の状況を総合考慮すると、原告が転倒したのは、左足が着地した地点に油、水等が付着し滑りやすくなっていたことによるものと推認するのが相当である。

もっとも、被告は、本件ビル七階の通路は、毎日清掃をしていた旨主張し、これに符合する証拠もあるが、本件ビルの七階では、清掃は、毎日、午前七時三〇分から一〇時三〇分までの間に行われていたものであり、清掃後に通路C及びAを通過して野菜等の材料が搬入されていた可能性は十分にあり、午後には昼食に供された食材の廃材等の搬出も行われていたものと推認できる。そうすると、本件事故が発生した午後六時過ぎには、すでに原告主張転倒地点をライオン関係者が多数通行し、かつ、運搬車も通行していたものと認められ、その時点では、通行者の靴や運搬車両の車輪についていた油、水等が通路に付着している状態にあったものと考えられる(被告は、上記の清掃のほかにも毎日複数回清掃が行われていた旨主張するが、《証拠略》からすると、清掃が頻繁(ママ)に行われていたとは到底認められないし、通路Aのタイル、通路Aの壁、本件出入口の汚れ具合からして、清掃が行われていたとしても、油分を十分取り去る程度に行われていたとは認められない。)

したがって、上記の通路の状況をもって、本件ビル七階の保存につき瑕疵があったといふべきであり、原告は、その瑕疵により受傷したものと認められる。

三 原告の損害について

(1) 原告の入通院

《証拠略》によると、原告は、本件事故により左大腿骨頸部内側骨折の傷害を受け、その結果、平成一一年九月一四日から同年一〇月二九日まで原整形外科病院(《住所略》)に入院して治療を受け、同病院を退院後、平成一一年一一月一八日から同年一二月一七日まで彩クリニック(《住所略》)において、合計一七日間、通院治療を受けたこと、原告には、後遺症等級表の八級七号に該当する左股関節機能全廃の後遺症が残存すること、以上の事実が認められる。

(2) 入通院による治療費

九一万九七八一円

上記入院期間中の治療費は九一万六一五一円であり、上記通院期間中の治療費は三六三〇円であるから、原告は、合計九一万九七八一円の治療費を支払ったことになる。

(3) 入院雑費 八万八五〇〇円

さらに、原告の夫の太郎は原告の入院中一九回原告を見舞い、その交通費として、一回につき一五〇〇円、合計二万八五〇〇円を費やし、また、入院中の原告の衣類洗濯代・茶菓代・電話代等として合計五万円を支出し、退院時に自動車代として一万円を

支出したことが認められる。そして、その合計額八万八五〇〇円は、本件事故により原告が被った損害(入院雑費)と認められる。

(4) 通院の交通費 五二六〇円

原告は、彩クリニックに計一七回通うため交通費として合計五二六〇円を支出したものと認められる。

(5) 介護費 三万三五六〇円

原告は、平成一一年一二月七日までの計一〇回は一人で通院することができず、夫太郎の介護によって通院したものと認められる。そうすると、その損害は、一回につき三〇〇〇円と認めるのが相当であり、一〇回分として三万円を損害(介護費)と認めるのが相当である。

また、夫太郎は上記の一〇回分の通院のため交通費として三五六〇円を費やしたものと認められる。

そうすると、原告の介護上の損害は、三万三五六〇円となる。

(6) 入通院の慰藉料 七五万円

原告は、四六日の入院期間のうち、三〇日間はベッドに体を固定されて過ごすという重篤な期間を過ごしたものと認められ、退院後は、同年一二月一八日から同年一二月一七日まで、計一七回にわたり通院治療を受けている。

そうすると、上記の入通院に対する慰藉料は、七五万円と認めるのが相当である。

(7) 後遺症の慰藉料 七七〇万円

前示の傷害により、原告には、左股関節機能全廃の後遺症が残存しており、これは、後遺症等級表八級七号に該当する。

そうすると、その慰藉料は、七七〇万円と認めるのが相当である。

(8) 休業損害 七五万七九〇〇円

原告は、受傷日である平成一一年九月一四日から介護者なしに通院できるようになった同年一二月一一日の前日である同月一〇日までの間(計八八日間)は主婦としての業務がまったくできなかったものと認められる。

よって、この間の休業損害については平成一一年度の女子労働者の全年齢平均の賃金額(年三四五万三五〇〇円)を基準として休業損害を認めるのが相当であり、その額は、八三万二六二五円と認められるところ、原告は、七五万七九〇〇円と主張するので、その限度で認めるべきことになる。

(9) 逸失利益 一〇三七万二〇〇〇円

原告の後遺症は、後遺症等級表八級七号に該当するところ、原告は、休業損害算出上の終期である平成一二年一二月一〇日現在、満六八才であり、同年令の平均余命は一九・三三年であるから、その点を考慮してその約二分の一の期間である一〇年は家事労働が可能であったものと認めるのが相当である。

そうすると、その間、原告は、後遺症により労働能力は四五パーセント喪失したものと認められるので、後遺症による逸失利益は、平成一一年度の女子労働者の全年齢平均賃金(年三四五万三五〇〇円)とライプニッツ計(ママ)数七・七二一七により、計算すると、一〇〇〇万〇一〇一円と認められるところ、原告は、一〇三七万二〇〇〇円と主張するので、その限度で認めるべきことになる(家事労働については、年齢による差異は、さほどないものと認められるから上記のように全年齢平均によるのが相当である。))。

(10) 弁護士費用 二〇〇万円

原告は、本件訴訟の提起・遂行を弁護士松原厚に依頼し、その報酬として二〇〇万円を支払うことを約束したものと認められ、その報酬は、本件事案に鑑みると、本件事事故と相当因果関係のある損害と認められる。

(11) 損害合計額 二二六二万七〇〇一円

以上判示した損害額を合計すると二二六二万七〇〇一円となる。

四 過失相殺について

前示の原告の転倒状況からすると、原告は、転倒直前、前方ではなく通路Aの方(進路右方)を見ようとしていたことになるが、原告主張転倒地点は、本件ビルのレストラン街に来客用として設けられているトイレへの通路であって、常に足下や前方を見ながら歩かなければならない場所ではないから、原告が上記の動作をした時に転倒したとしても、その点について原告に過失があったとすることはできない。

また、原告が本件事務当時、骨粗鬆症であったと認めるべき証拠はなく、仮に、そうであったとしても、本件事務との間に因果関係を認めることはできないから、その点を過失相殺において考慮することはできない。

そして、本件においては、他に過失相殺をすべき事情があるとするにはできない。

第五 結論

以上判示したところによると、原告の請求は、不法行為による損害賠償として二二六二万七〇〇円及びこれに対する不法行為の結果発生後である平成一二年二月一日から支払済みに至るまでの民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、その余は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法六一条、六四条本文を、仮執行の宣言につき同法二五九条一項を、それぞれ適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 岡久幸治)

別紙 図面《略》